

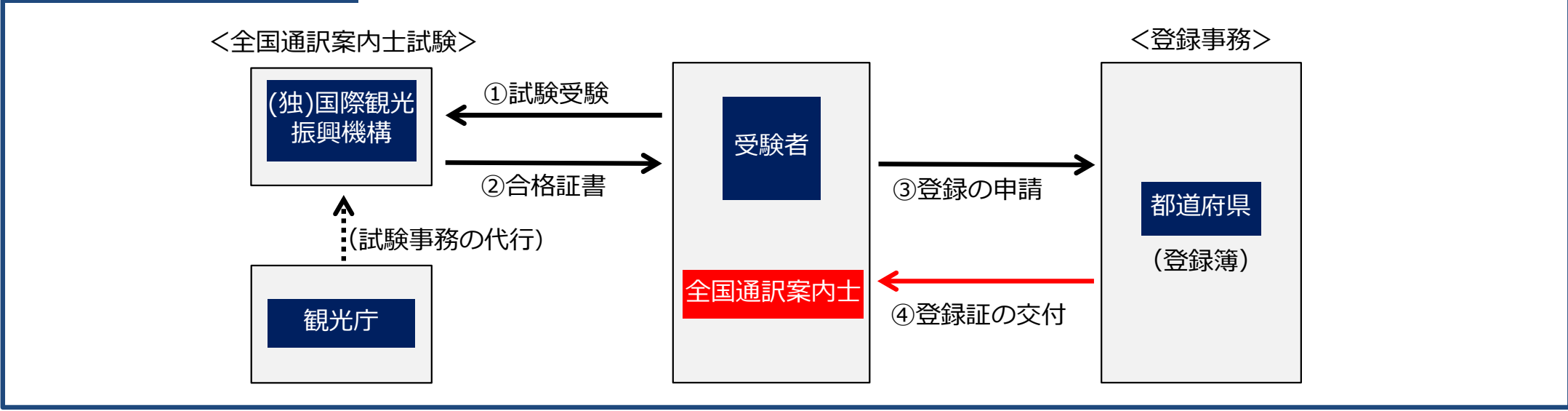
議題2:登録手続きの簡素化について

(登録時の健康診断書の提出義務について)

全国通訳案内士の手続きについて

全国通訳案内士になるには、全国通訳案内士試験（国家試験／年1回）に合格（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第3条、以下「法」という。）し、居住する都道府県の登録（法第18条、通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）第16条）を受けなければならない。

全国通訳案内士の手続き



通訳案内士が仕事を得るまでの流れ



現行の制度について

- 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号、以下「法」という。）第20条第2項、通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号、以下「規則」という。）第16条第2項によって、通訳案内士の登録申請時には登録申請書等と合わせ、**健康診断書の提出**を求めている。
- その背景としては、法第21条第1項、施行規則第17条において定められている登録拒否事由について、該当有無を確認するにあたり、**都道府県が迅速に処理することを可能とするため**である。

	○通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）	○通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）
登録時の添付書類に関する規定	<p>（登録の申請）</p> <p>第二十条 第十八条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、登録申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の登録申請書には、<u>全国通訳案内士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。</u></p>	<p>（登録の申請）</p> <p>第十六条 法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記第四号様式による全国通訳案内士登録申請書を、その住所地（非居住者にあつては、その代理人の住所地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 健康診断書</p> <p>二～五 （略）</p> <p>3 （略）</p>
登録拒否に関する規定	<p>（登録の拒否）</p> <p>第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者（以下「申請者」という。）が<u>全国通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により全国通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めたと</u>きは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者）</p> <p>第十七条 <u>法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする。</u></p>

これまでの経緯（地方分権改革に関する提案）について

- 昭和24年の省令制定時からこの規定が置かれているところ、平成30年には地方分権改革に関する提案※として申請者の利便性の向上及び自治体における業務効率化の観点から**提出書類の見直しに関する要望**があり、**健康診断書の様式の軽易化**を図ったところ。
- 令和7年度の地方分権改革に関する提案においても、引き続き申請者側及び自治体側双方の観点から、**健康診断書の省略**に関する要望が再度上がったことを踏まえ、今回の検討会を通じ、今後の方策について結論を得る。

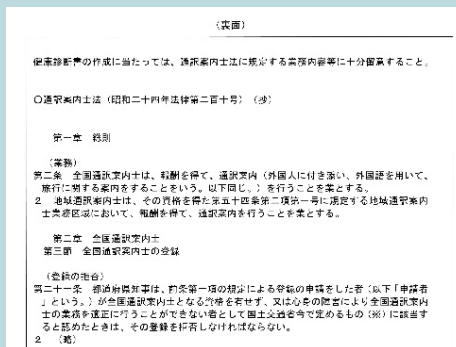
平成30年地方分権提案

申請者の利便性の向上及び自治体における業務効率化の観点から、**健康診断書及び履歴書の添付省略**を要望。

現行制度

履歴書については、より簡便な宣誓書の提出に変更。

健康診断書については、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、**通達で定める様式を見直し**。



・通達で定める健康診断書の様式に通訳案内士の業務内容等を追記。

令和7年地方分権提案

申請者にとって医療機関を受診する時間と費用の面で負担となっており、都道府県においてもその確認等の事務負担が生じていることから、**健康診断書の添付省略**を要望。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和7年12月23日閣議決定)

都道府県及び関係団体から健康診断書の必要性等について意見聴取を行った上で、**健康診断書を不要とすることの可否を含め、その簡素化について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。**

調査概要

◆ 実施時期

令和7年7月25日（金）～令和7年8月1日（金）

※アンケート結果を踏まえ、追加で一部自治体に対してヒアリングを実施。

◆ 調査対象自治体

40都道府県（回答率100%）※

※2府6県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県）は関西広域連合がまとめて登録事務を担当しているため、1カウント。

◆ 回答の概要

- 全都道府県の内、「登録事務における事務負担や効率化の観点での懸念の有無」については、**約43%が「懸念無し」と回答**。一方、**約57%は「懸念がある」旨の回答あり**。
- 回答があった懸念の内の大多数は、「①住所変更に伴う都道府県間の手続きの負担」、「②デジタル化の課題」、「③窓口体制の脆弱さ」、「④添付書類の過多」であった。

◆ 個別アンケート事項に対する回答

（注）以下の回答（・）は都道府県からの回答をそのまま転記。

Q. 登録事務に支障をきたした具体的な事例や改善策

紙媒体による課題

- 当県では申請件数自体は比較的少ないものの、**1件当たりの登録事務に係る作業が多いため**、例えば2～3月の試験合格発表直後など、登録申請が重なった場合に手続き完了までに長時間を要している。
- 登録事務自体に支障はないが、**紙媒体の保存や整理、スペースの確保が負担**。

窓口体制の脆弱さ

- 申請者が来庁された際に担当者が不在にしていた場合、申請者に折り返しの電話をしなければならない。また、不足書類（WEB公開の意向調査）をその場で記入してもらうなどの対応ができず、**書類を再提出していただくまでに時間を要する**。
- 当係は出張が多いため、不在にすることも多々ある。一方、**申請者はアポなしで来訪するため、他係の前任者が対応することがあった**。

申請者側の提出書類不備

- 申請の際に、**必要書類がそろっているか念入りに確認**している。

Q. 登録事務に支障をきたした具体的な事例や改善策

提出書類に関すること

- **健康診断書については、精神科等での受診の要否、定期健康診断書での代用の可否等、申請書類の中で最も多くの問い合わせが寄せられている。**
- **なぜ精神の診断書なのか理由を聞かれることがある。**またこの病院でできるのか、初診で書いてもらえるのかとの問い合わせもある。身体診断書であれば職場等で受けたものを提出できるのに新たに金銭的な負担がかかる、との苦情もある。職場等で受ける健康診断書の写しでも可能、となれば金銭的な負担も減るのではないか。

住所変更の手続きの煩雑さ

- 旧住所先の都道府県へ、通訳案内士登録情報検索サービスより住所変更申請のうえ、オンラインで新規登録番号が取得できる一方で、**登録証については新住所の都道府県で登録完了後、紙媒体での郵送返却対応となることから、旧住所先での抹消の手続きに時間を要する。**
- 県外への転出者が転出先で新規登録の手続きを行ったため、**転出前の県へ情報共有がなされない事例があった。**

Q. 全国通訳案内士の登録事務について、今後デジタル化が進んだとしても、オンライン化の対象とできない、もしくは難しいと感じる事務の有無とその理由

非居住者の新規登録等の課題

- 非居住者の新規登録及び代理人の変更については、**観光庁発出の通達「全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について」**によって、**窓口に出向くことやパスポートの原本を提示することとしていることからオンライン化できない事務である。**

対面で相談できる窓口の必要性

- 全国通訳案内士の中には年齢層が高めの方（60～70歳代）もいらっしゃる。オンラインでの申請をお勧めはするが、**対面での紙での申請を望む方もいる。**

ヒアリング概要

◆ 実施時期

令和7年7月31日（木）～令和7年8月5日（火）

◆ ヒアリング対象

7つの全国通訳案内士団体（4つの全国団体全て及び3つの地方大手団体）

◆ 回答の概要

- 7団体中5団体は、**都道府県と連携した施策（講演会・研修等）を実施したことがある**と回答。
- 7団体中4団体は、通訳案内士にとって相談窓口が居住地の近隣にあるという利便性の観点だけではなく、各自治体のホームページでの周知等、**都道府県が通訳案内士にかかる情報を管理することにメリットを感じている**と回答。
- 登録申請時に求められる**添付書類（特に健康診断書）の見直し**を求める回答が多数存在。

◆ 個別ヒアリング事項に対する回答

都道府県が登録簿を管理することについての利点や自治体との連携状況

- 都道府県に**対面で相談できる窓口が存在すること**は、通訳案内士の利便性の観点でよい。
- 都道府県が全国通訳案内士の登録を管理していることで、地域内の通訳案内士団体として、**都道府県と連携した施策（地域資源に関する講演会や地域内の大学と連携した認知度向上事業等）が断続的に実施ができています。**
- 県が全国/地域通訳案内士の育成に力を入れようとしているため、**情報を都道府県が持っている方が連動できる。**
- 都道府県が通訳案内士の情報を保有し活用することで、**通訳案内士が研修等の受講機会を得やすくなる。**
- 地域ならではの**情報を早く入手**することができる。
- 公的な自治体のホームページ等で周知**ができる。
- 旅行会社等業務上必要な関係者との**ネットワーク形成が容易**。

提出書類に関すること

- 写真、**健康診断書（※）**の取得が**面倒**だった。 ※精神疾患がないか示すために登録申請の添付書類として国が求めているもの。
- 健康診断書**の取得に係る**費用が高い**。
- 登録申請時に求められる添付書類（特に**健康診断書**）を**見直してほしい**。
- 新たに登録する人から、**健康診断書**について**詳細が不明**であると問い合わせがたまにある。

主な国家資格における登録拒否事由等の確認方法について

- 法令上、いわゆる10士業を含め、主な国家資格における心身の状態に関する書類提出の規定は、以下の通り。
- 通訳案内士法と同様の規定を置いている資格であっても、誓約書において登録拒否事由等の該当の有無を確認するケースや、法令上書類の提出を義務付けておらず、実態に応じて個々に書類を求める運用をしているケースがある。

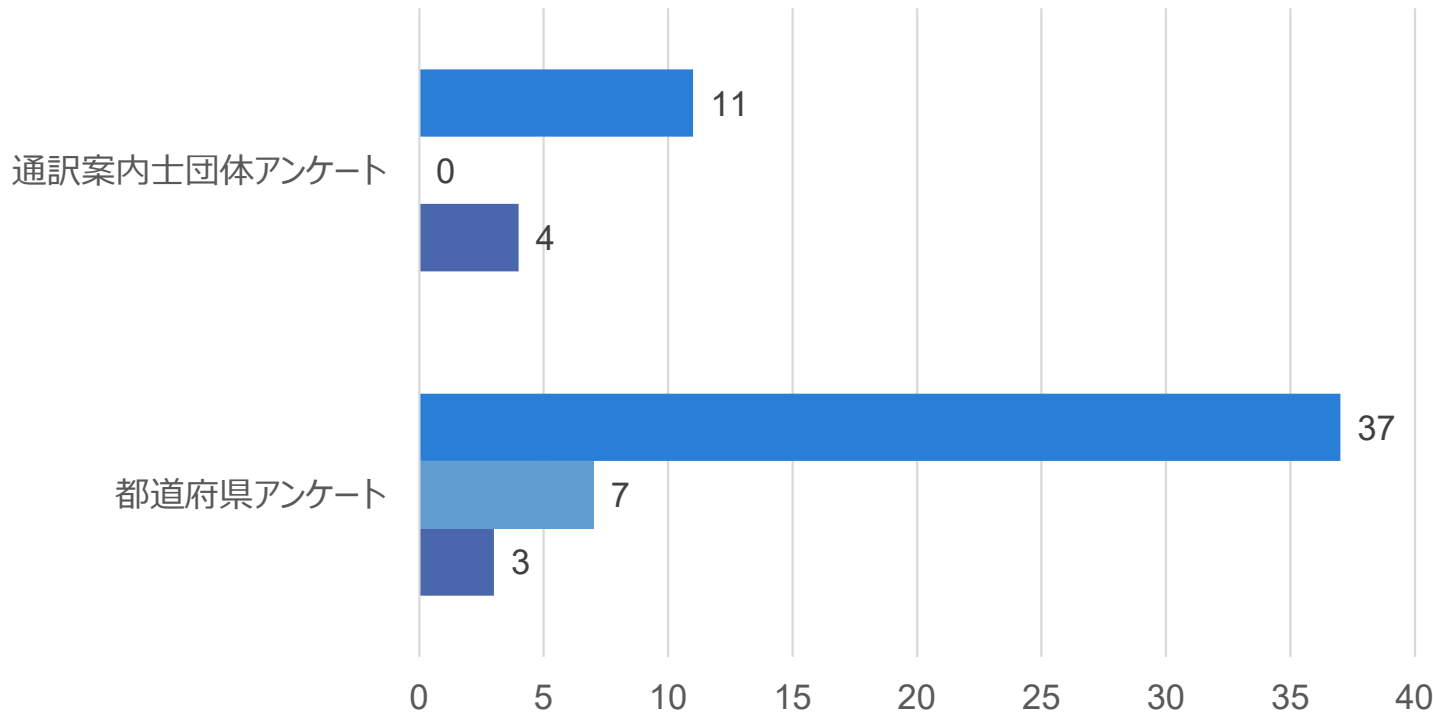
		登録時等において 心身の故障等に関する事由が定められている主な国家資格
医師による 書類 ↑	取得時・更新時等共に 医師による書類の提出等あり	操縦士※1、海技士、狩猟免許 <small>※1 資格取得時は不要だが、航空業務を開始する際に必要な検査において、医師による診断が必要</small>
	取得時（登録時）のみ 医師による書類の提出あり	医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師、 毒物劇物取扱責任者、美容師、理容師、 全国通訳案内士
自己申告に よる書類 ↓	取得時・更新時共に 自己申告による書類の提出あり	運転免許
	取得時（登録時）のみ 自己申告による書類の提出あり	弁護士、宅地建物取引士、不動産鑑定士、弁理士、税理士、社会保 険労務士、公認会計士
書類提出 無し	法令上※2 書類提出の義務付け無し	行政書士、司法書士、土地家屋調査士

※2 実務上、これらの資格についても、登録時に行っている面談の結果等を踏まえ、必要があると判断された場合には自己申告又は医師の書面による書類の提出を求めている。

都道府県及び関係団体への意見聴取について

○本件について全国の通訳案内士団体と都道府県を対象にアンケートを実施したところ、「健康診断書ではなく、誓約書の提出とする」ことが「引き続き、健康診断書とする」よりも、通訳案内士団体では2倍以上、都道府県では5倍以上多く選択されている一方で、厳格化を求める声もある。

通訳案内士制度における利便性向上に向けた登録事務の簡素化についてのアンケート



- ①健康診断書ではなく、精神疾患を有していない旨の誓約書の提出とする
- ②引き続き、健康診断書の提出とする
- ③その他

《主なご意見》

【通訳案内士団体アンケート】

- 通訳案内士法第21条を改正する。
- そもそも必要性がない。
- 精神疾患を有していたことによるトラブルも過去には発生しており、健康診断書の提出は最低限必要で、現状より厳格化することが必要ではないか。

【都道府県アンケート】

- ①の誓約書提出で良いと思われる。ただしガイドが運転する場合には、持病の有無の確認や年齢制限も必要と思われ、心身の障害に限定する必要はないのではないか。
- 誓約書とする場合、「法第21条に該当しません」という内容にするのが良い。
- 通訳案内士は個人事業主もおり、組織的な健康管理体制が無い点を踏まえると、自己申告のみで適否判断を行うことには懸念がある。

都道府県アンケート（47都道府県対象）：1/22～1/30実施
通訳案内士団体アンケート（21団体対象）：1/22～1/30実施

対応（案）

①健康診断書の添付義務について

以上の通り、登録時の健康診断書の提出義務は、自治体側、申請者側（通訳案内士団体）双方から負担に繋がっているとの声が上がっているところ、

- ・登録拒否事由を設けている他の国家資格であっても、健康診断書の提出までを求めるケースは多くないこと
- ・健康診断書の提出を求めている他の国家資格が提供する業務は、利用者の生命に関わるものであることを踏まえ、健康診断書の添付義務については廃止することとしてはどうか。

②健康診断書添付の代替措置について

- ・一方で、他の国家資格においては、「心身の故障により適正に業務を行うことができない者として国土交通省令 で定めるもの」でない旨について、自己申告による誓約書の提出を求めることで、その適格性を担保しているものがあることを踏まえ、全国通訳案内士についても、健康診断書の提出に代え、上記の旨を誓約する書類の提出を求めることとしてはどうか。
- ・また、この場合、分権要望の事務負担軽減の観点も踏まえ、現在、全国通訳案内士の登録において提出することとなっている誓約書（省令第16条第2号）において、上記旨についても併せて誓約することを求めることで、登録時の添付書類を削減することとしてはどうか。